

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の25第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和7年6月30日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和7年度第10号）の内容別紙のとおり。

番号	利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者		利用権を設定する土地			利用権の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積(㎡)	権利の種類	始期	終期
1	羽根田 正晴	福島県南相馬市	岡田 虎治	福島県南相馬市	福島県南相馬市原町区馬場字川原田230-1	田	85.00	賃借権	R7.7.1	R17.12.31
2	羽根田 正晴	福島県南相馬市	岡田 虎治	福島県南相馬市	福島県南相馬市原町区馬場字川原田230-2	田	2,826.00	賃借権	R7.7.1	R17.12.31
3	岡田 堅四郎	茨城県那珂郡東海村	志賀 恒夫	福島県南相馬市	福島県南相馬市原町区馬場字地切178	田	4,965.00	賃借権	R7.7.1	R17.12.31
	合計					3筆	7,876.00			